

## 教育支援資金運用規程細目

### (総則)

第1条 本規程細目は、技術者教育委員会教育支援部会が取り扱う教育支援資金運用に関する必要な細目を定める。

### (原資)

第2条 本資金は創立125周年記念事業に関する寄付金および教育事業の拡充等へ指定配分された教育支援資金を原資とする。

### (本資金の使途)

第3条 本資金は我が国の将来を担う人材を養成する教育機関に対して教育支援を積極的かつ円滑に実施するために、必要な財政支援として支出する。

### (支援対象)

第4条 理科教育支援全般、特に初等中等教育関連の次項への支援を行う。

#### (1) 教育支援体制の形態の検討及び支援

- ① 実験事例の開発
- ② 先生や支援員等への実験事例の講演
- ③ 科学技術イベントへの参加
- ④ その他、支援体制・組織の構築に必要な事項

#### (2) 教育支援実施組織への支援

- ① 教育支援部会での支援組織構築のための調査費支援
- ② IEEJ プロフェッショナルの支援組織への支援
- ③ 部門・支部の教育支援
- ④ 関連学協会並びに関連自治体等との相互連携に必要な支援

### (運用予算)

第5条 支援に対する年度運用額については、教育支援部会が毎年10月に翌年度分を予算計上する。ただし、施行初年度の平成26年度については、本規程細目制定後に年度運用額を決定し資金運用を開始する。

- 2 年度運用額に不足が生じた場合は、教育支援部会において原資の資金計画を基に審議の上、必要に応じて教育支援資金から不足額を充当することができる。

### (募集)

第6条 教育支援部会が決定した年度運用額に基づき、事務局は第4条に定める対象組織へ支援事業の募集を行う。

(申 請)

第7条 本資金への申請責任者は電気学会会員とし、申請は所定の申請書により行う。

(審 議)

第8条 教育支援部会は、受理した申請への支援可否ならびに支援額について次の基準により決定する。

- (1) 使用目的に合致している。
- (2) 事業の活動活性化につながる。
- (3) 寄付金の使途にふさわしい。

(実施報告)

第9条 資金を活用した事業実施組織の責任者は、実施活動終了後、30日以内に教育支援部会長宛に所定の書式を用いて報告書を提出する。

- 2 教育支援部会は、活用事業体から提出された報告書に基づき、総務会議へ所定の書式を用いて報告書を提出する。

(事務局)

第10条 教育支援資金に関する事務については、技術者教育担当箇所が行う。

(付 則)

- 1 本規程細目は、平成26年7月4日、技術者教育委員会において承認制定。
- 2 本規程細目は、平成26年7月4日から施行する。
- 3 本規程細目は、平成28年7月27日、技術者教育委員会において一部改正。
- 4 本規程細目は、令和6年11月8日、技術者教育委員会において廃止。

# 一般社団法人電気学会 教育支援資金 使用申請書

20 年 月 日

一般社団法人電気学会  
技術者教育委員会 教育支援部会長 殿

実施活動名	[支援対象 <sup>注1</sup> : No. ( ) ]		
実施団体名	代表者職名・氏名		
	申請責任者氏名		
共催者または 後援者名			
実施日程	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 (日間)		
開催会場名およ び所在地			
計画の概要 (以前に同様な 活動を行った場 合はその関連性 を記入)			
開催するための 組織	(実行委員会, ワーキンググループ等の組織構成を記入)		
開催の目的・意義			

期待される成果 (今後の活動への 継続性を含む)		
参加者対象別 予想数と参加費の 徴収有無		
支援金を必要と する理由		
支援希望金額	円	全体予算内訳 (電気学会からの支援金を含めた収入/支出予算書)
添付資料		
申請責任者 連絡先	所属・職名 : 氏名 : 電気学会 会員番号 : 住所 : (〒 ) 電話 : , FAX : e-mail :	
担当者 連絡先 (上記、申請責任 者と異なる場合 に記入)	所属・職名 : 氏名 : 住所 : (〒 ) 電話 : , FAX : e-mail :	

以上

適宜、枠は拡張して記入して下さい。

\* 注1) 実施活動名欄の[支援対象<sup>注1</sup>: No. ( ) ]へは、次の支援対象となる番号を記入して下さい(例: (1) ②)。

(1) 教育支援体制の形態の検討及び支援

① 実験事例の開発, ② 先生や支援員等への実験事例の講演, ③ 科学技術イベントへの参加, ④ その他、支援体制・組織の構築に必要な事項

(2) 教育支援実施組織への支援

① 教育支援部会での支援組織構築のための調査費支援, ② IEEJ プロフェッショナルの支援組織への支援, ③ 部門・支部の教育支援, ④ 関連学協会並びに関連自治体等との相互連携に必要な支援



